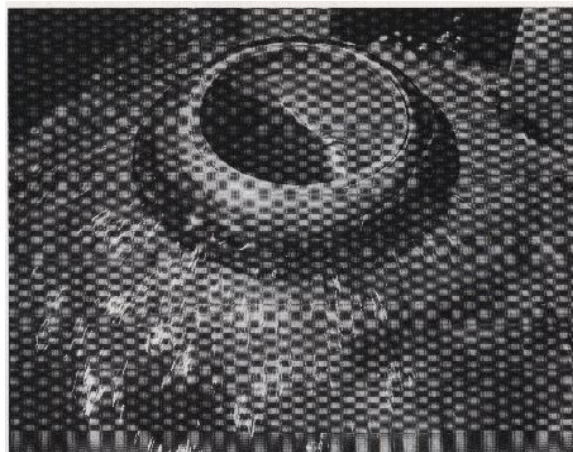


地 下 水 憲 章

私たちは、
すべての生物の生存に深い関わりをもつ地下水について、
正しい認識を深め、
その利用と保全の調和をはかりながら、
豊かにして、清らかな地下水を、
子々孫々まで残すことを目的として、
ここに、この憲章を定めます。

平成6年6月30日制定



全国地下水利用対策団体連合会

1. 地下水は、気候の調節役を果たし、土壌や岩石とともに、国土を構成しています。この自然の仕組みを忘れないで、大切に扱きましょう。

「地下水は、気温の寒暖を和らげるなど、気候を調節し、種々の効果をもたらしています。また、土壌や岩石とともに、国土を構成していることを認識しましょう。」

2. 地下水は、かん養によって支えられています。少しでもかん養量を増やすように心がけましょう。

「地下水は、森林や水田が減少したりすると、水量が減り、ひいては、わき水や川の水が枯れるなど、動植物の生態系にまで影響を及ぼす恐れがあります。また、市街化が進んだところでは、雨や雪などの地下への浸透が少なくなり、川や水路があふれ、洪水や出水などによる災害が生じ易くなります。地下への浸透量が増えるように心がけることが大切です。」

3. 地下水は、すべての生物の貴重な共有財産です。常に感謝の気持ちをもって接し、大切に利用しましょう。

「地下水は、清浄で、水温が一定しているので、私たちの飲料水として最も適した資源であり、動物、植物の生存にも深い関わりをもっています。この自然の恵みを忘れないようにしましょう。」

4. 地下水は、雨や雪などを含めて、天地の間を循環しています。利用の仕方、有限にも無限にもなることを心得て利用しましょう。

「地下水は、その源は雨や雪などであり、限られた時間内には限られた水量しか得られませんが、適正に利用すれば、無限の利用に応えてくれます。」

5. 地下水は、近隣の井戸所有者に迷惑を及ぼさないよう心がけて利用しましょう。

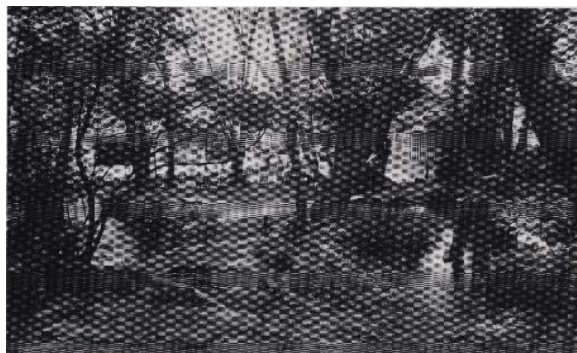
「地下水は、利用者相互の権利を尊重し、汲み上げ量を調整するなどして、近隣に迷惑をかけないようにすることが大切です。」

6. 地下水は、汚染させないように、未然防止に努めましょう。

「地下水は、私たちの生活空間の中で、一番低いところにあります。そのうえ、移動速度も小さいので、一旦汚染すると、それを取り除くことは容易ではなく、また、回復するまでに多くの時間がかかります。日ごろから注意し、汚染させないように未然防止に心がけることが大切です。」

7. 地下水は、自然の貴重な資源であり、豊かに清らかな状態で子孫に残すことを、私たちの責務と心得ましょう。

「地下水は、すべての生物にとって生きていくための貴重な資源ですから、豊かで清らかな状態で、次の世代に残していくことが私たちの責務です。このことは、地球環境の保護・保全の上でも重要なことです。」



地下水憲章制定の経過

- ◇ 平成5年11月、全国地下水利用対策団体連合会は、地下水を汚染や過剰揚水からまもるため、秋季大会において地下水憲章の制定を進めることを議決する。
- ◇ 平成6年1～6月、憲章案文起草委員合を、数次に亘って開催、原案を審議調整、幹事会の議を経る。
- ◇ 平成6年6月30日、地団連定期総合において議決される。

全国地下水利用対策団体連合会 3,300 の会員は、わたしたちの手づくりで定めた地下水憲章を多勢の人々と手をつなぎ合って、乾いた土に水がしみ込んでいくように、積極的な推進活動を高めていきましょう。



全国地下水利用対策団体連合会

〒103-0003 東京都中央区日本橋横山町4番5号(福田ビル4F)
(一般財団法人造水促進センター内)

電話 03-5644-7565

FAX 03-5644-0686